

令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人和貴 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和元年11月28日・29日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

(総評)

- ・法人本部としての機能が不十分であるので、業務の適正を確保するために必要な体制を整備されたい。
- ・前回指摘事項に対する改善が不十分であるので、必ず改善すること。

| 文書指摘事項 | | 是正・改善状況報告 |
|--------|--|--|
| 1 | <p>未収金台帳、退職給付引当金台帳等が整備されているにもかかわらず、補助簿として経理規程に規定されていなかった。</p> <p>については、各勘定科目の内容又は残高の内訳を明らかにする必要がある勘定科目については補助簿を備え、経理規程に規定するとともに、補助簿の記録と総勘定元帳の記録が一致するよう正確な事務の執行に努めること。</p> <p>なお、会計帳簿は電磁的記録による作成も認められているので、この方法をとる場合には、経理規程に規定の上、電磁的記録により作成すること。</p> <p>おって、本件については、過去も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(経理規程第11条)</p> | <p>整備されている補助簿について経理規程の変更を行う。</p> |
| 2 | <p>貸借対照表の設備資金借入金のうち、1年以内返済予定額が流動負債に振り替えられていなかった。</p> <p>については、貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものは、流動負債に振り替えること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">(運用上の取扱い6)</p> | <p>今後は1年以内返済予定額を流動負債に振替を行う。</p> |
| 3 | <p>1件当たりのリース料総額が300万円を超えるファイナンス・リース取引について、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っていない。</p> <p>については、ファイナンス・リース取引</p> | <p>1件当たりのリース料総額が300万円を超えるファイナンス・リース取引は通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行う。</p> |

| | | |
|---|--|--|
| | <p>については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うこと。</p> <p>(運用上の取扱い 8、経理規程第 47 条)</p> | |
| 4 | <p>計算書類の附属明細書について、サービス区分間の内部貸借取引の残高があり、拠点区分資金収支明細書(別紙 3 (⑩))を作成しているにもかかわらず、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書(別紙 3 (⑭))が作成されていなかった。</p> <p>については、拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間の内部貸借取引の残高がある場合は、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書を作成すること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い 別紙 3 (⑭) 注書き)</p> | <p>拠点区分資金収支明細書を作成した拠点において、サービス区分間の内部貸借取引残高がある場合、サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書を作成する。</p> |
| 5 | <p>貴法人の経理規程に法第 55 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉充実計画に関する規定が整備されていなかった。</p> <p>については、モデル経理規程を参考に当該規定を設けること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(モデル経理規程第 2 条、第 15 条、第 16 条、第 78 条、第 79 条)</p> | <p>社会福祉充実計画に関する規定を整備するため経理規程の変更を行う。</p> |